

令和4年度

第6回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和4年9月13日

湯沢市農業委員会

第6回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和4年9月13日(火) 午前 9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前 9時37分

閉会 午前10時19分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	杳澤 弥	17番	川崎 秀悦
10番	加藤 エリ子	18番	高橋 敬悦 (会長職務代理者)
11番	水戸 義昭	19番	高橋 伸太郎 (会長)

2) 欠席した委員

2番	伊藤 秀郎	8番	高橋 郁夫
9番	西村 一		

3) 遅刻した委員

なし

19名中16名出席
(午前 9時37分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	大野 重雄
班 長	井川 信博
主 事	佐々木 健琉

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 申請許可状況

3 議 案

議案 第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案 第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による
農用地利用配分計画の案の決定について

議案 第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第34号 非農地証明願いについて

議 事

議 長

開会宣言 午前9時37分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は16名であります。

定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。
欠席届を提出されている委員の方は、2番 伊藤秀郎 委員、
8番 高橋郁夫 委員、9番 西村 一 委員の3名であります。

議 長

次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。
従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、3番 瀬川 等 委員、4番 麻生 良子 委員、の両名を指名いたします。

議 長

次に、会期についてお諮りいたします。
本日一日限りとしてはいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、本日一日限りと決定いたします。

議 長

本日の議題は、会務報告のほか報告1件、議案5件であります。
議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。
冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。
また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願いいたします。
なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。
それでは、会務報告の説明をお願いいたします。

(大野事務局長、挙手)

議 長

大野事務局長。

(会務報告、朗読説明)

議 長

会務報告の内容についてご質問はありませんか。

(質問なしの声あり)

議 長

それでは、只今の報告をご了承願います。

議 長

次に農地法に基づく届出等の報告をお願いします。

議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書 2 ページから 3 ページをご覧ください。 1 賃貸借契約合意解約通知は17件、面積65,574.73㎡であります。 内、「借人の都合による」ものが4件、「所有者の都合による」ものが2件、「契約内容を変更するため」が10件、「第三者へ利用権設定するため」が1件、となっております。 4 ページをご覧ください。2 申請取下げは1件、面積が2,945㎡となっております。また、3 申請許可状況であります。先月の転用案件は2件で、どちらも8月9日付けで許可しております。報告は以上です。
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。
議 長	(質問なしの声あり) それでは、ご了承願います。
議 長	次に議事に入らせていただきます。 議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 案件を事務局より説明をお願いします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和4年9月13日提出。
井川班長	議案書 6 ページをご覧ください。使用貸借権設定は1件、申請土地は38筆で面積が42,052.91㎡であります。申請事由は、農業者年金の経営移譲となっております。 次に、議案書 7 ページから 8 ページをご覧ください。所有権移転が3件で、面積が21,824㎡であります。申請事由は、申請番号第20号が生前一括贈与、申請番号第21号が高齢による経営縮小、申請番号第22号が経営縮小のためであります。申請番号20号と22号は贈与であり、申請番号21号の売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)

議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第30号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。 案件を事務局より説明をお願いします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。 令和4年9月13日提出。 議案書10ページから11ページをご覧ください。経営基盤強化促進法「利用権設定」は賃貸借権の新規設定が5件で、面積が22,330㎡であります。賃料については総会資料記載のとおりで、集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。経営基盤強化促進法「利用権設定」を計画のとおり決定することといたします。
議 長	次に、議案書12ページ、経営基盤強化促進法「所有権移転」整理番号第9号は、8番 高橋 郁夫 委員に関する案件となっておりますが、本日、欠席届が提出されておりますので、そのまま審議を進めたいと思います。 案件を事務局より説明をお願い致します。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案書12ページをご覧ください。経営基盤強化促進法「所有権移転」整理番号9号については、面積が6,280㎡で、売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第31号の所有権移転「整理番号第9号」について、計画のとおり決定することといたします。 次に、経営基盤強化促進法「利用権移転」について、事務局より説明をお願いいたします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案書13ページから14ページをご覧ください。経営基盤強化促進法「利用権移転」は4件。面積が16,032㎡であります。賃料については総会資料記載のとおりで、集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。経営基盤強化促進法「利用権移転」を、計画のとおり決定することといたします。
議 長	次に、議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。 事務局より説明をお願い致します。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。 令和4年9月13日提出。

井川班長	<p>議案書16ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業（移転）の配分計画案は2件、面積は5,581㎡であります。</p> <p>田んぼ4筆で賃貸借権によるもので、賃料については、総会資料記載のとおりであります。申請事由は経営移譲のためであり、配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和4年9月30日となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>配分計画案について何かご質問ございませんか。</p>
3 番	<p>集積の時期が違うのは、父の契約を引き継いだためか？</p>
井川班長	<p>そのとおりです。元の契約を引き継いだためです。</p>
議 長	<p>他に質問はございませんか。</p>
議 長	<p>（質問なしの声あり）</p> <p>質問なしの声がありますので、配分計画案について採決を行います。</p> <p>賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>（全員挙手）</p> <p>全員挙手。議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」計画のとおり承認することといたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。はじめに議案書18ページ、5条「使用貸借権設定」申請番号2号については、18番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは5条使用貸借権設定「申請番号第2号」を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員 の退席をお願い致します。</p> <p>（18番 高橋 敬悦 委員、退席） （午前 9時58分）</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>（井川班長、挙手）</p> <p>井川班長。</p>

井川班長	<p>議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」</p> <p>1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議の諮問するために同意を求める。</p> <p>2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。</p> <p>令和4年9月13日提出。</p>
井川班長	<p>初めに、5条使用貸借権設定、申請番号第2号について説明いたします。</p> <p>議案書18ページ、議案付属資料4ページから12ページをご覧ください。</p> <p>申請内容は、大豆の生産量及び農業機械等の増加に伴い、現在の作業場が手狭になったため資材格納用のパイプハウスを整備するための転用で、申請地は下湯沢駅から東へ約■■■km、ふるさとふれあいセンターかしま館から西へ約■■■kmに位置し、東側は水路、西・北側は畑、南側は道路に隣接しており、農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域であることから第3種農地であると判断しました。事業計画は、盛土等の造成工事を行わず、パイプハウス■■■㎡、駐車スペース及び通路■■■㎡を整備し、事業費は、建物建設経費■■■円で、資金計画は自己資金となっており、通帳の写しで確認しております。被害防除計画については、隣接地と申請地で高低差がなく崩落等の危険性がないことから特に行わず、汚水や生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下となっております。</p> <p>許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく、一般基準を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、7番 沓澤 弥 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(7番 沓澤 弥 委員、挙手)</p> <p>7番 沓澤 弥 委員。</p>
7番	<p>議案第33号の5条「使用貸借権設定」申請番号第2号の現地確認について報告いたします。</p> <p>8月26日、8番 高橋 郁夫 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農地法第5条「使用貸借権設定」申請番号第2号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議長	<p>質問なしの声がありますので、農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。許可相当とすることとに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(全員挙手) 全員挙手。異議ないものと認め、議案第33号の農地法第5条の規定による許可申請「使用貸借権設定」申請番号第2号は許可相当とし、計画のとおり決定することといたします。 退席者の着席をお願い致します。</p>
議長	<p>(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午前 10時4分) 次に、農地法第5条「賃貸借権設定」及び「所有権移転」について、事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(井川班長、挙手) 井川班長。</p>
井川班長	<p>次に、5条「賃貸借権設定」申請番号第4号について説明します。 議案書19ページ、議案付属資料13ページから25ページをご覧ください。 申請内容は、申請地を借り受けて骨材の陸砂利（原石）を採取するための一時転用であり、申請地は、市立山田中学校から南東へ約■■■km、湯沢市役所から南西へ約■■■kmに位置し、東・西・南側は道路、北側は田に隣接しております。農地区分は農用地区域内農地で、事業計画は、深さ■■■m、■■■mを掘削し、陸砂利■■■m³を採取するものです。事業費は、用地借上経費■■■円、造成・整地費■■■円、施設・建物建設経費■■■円、測量・登記経費■■■円、その他搬入経費■■■円、合計■■■円で、全額自己資金となっており、残高証明書で確認しております。被害防除計画については、掘削する土地の周りに高さ1.6mの防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水をすることとしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理し、復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。この他、建設課に採取計画認可申請を行い、認可される見込みであり、許可判断として、農業振興地域整備計画の達成には影響もなく、農地法施行令第11条第1項第1号に該当するものと考えます。</p>
井川班長	<p>次に、5条「所有権移転」申請番号第12号について説明します。 議案書20ページ、議案付属資料26ページから34ページをご覧ください。 申請内容は、車の台数が増え現在の駐車スペースが手狭であり、来客時等に</p>

は路上駐車となってしまうことから申請地を取得し、共同駐車場を整備するための転用で、申請地は、市立湯沢南中学校から北へ約■■■km、湯沢市役所から南へ約■■■kmに位置し、東側は宅地、西・南・北側は道路に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地であると判断し、事業計画は、高さ■■■m、土量■■■m³の造成工事を行い、駐車場■■■m²を整備するものです。事業費は、用地取得費■■■■■円、造成整地経費■■■■■円、測量・登記経費■■■■■円、計■■■■■円となっております。資金計画は自己資金で、残高証明書で確認しております。被害防除計画については、隣接地と申請地で高低差がなく崩落等の危険性がないことから特に行わず、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下となっております。

許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく、一般基準を満たしていると考えます。

井川班長

引き続き、5条「所有権移転」申請番号第13号について説明します。

議案書21ページ、議案付属資料35ページから47ページをご覧ください。

申請内容は、住環境が優れた地域で宅地と住宅が求められることが多く、それにより分譲地が不足していることから、申請地を取得し8区画の分譲地を整備するための転用で、申請地は、湯沢文化会館から南東へ約■■■km、湯沢市役所から北西へ約■■■kmに位置し、東・西・南・北側は道路に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域であることから第3種農地であると判断し、事業計画は、高さ■■■m、土量■■■■■m³の造成工事を行い、8区画の宅地分譲地を整備する計画です。事業費は、用地取得費■■■■■円、造成・整地経費■■■■■円、設計費■■■■■円、測量登記経費■■■■■円、計■■■■■円となっております。資金計画は全額自己資金で通帳の写しで確認しております。被害防除計画については隣接地に土砂等の流出がないように工事を行い、汚水・生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水は自然流下により処理するものです。

許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく、一般基準を満たしていると考えます。

議 長

ここで、現地確認結果について、7番 沓澤 弥 委員から報告願います。

(7番 沓澤 弥 委員、挙手)

7番 沓澤 弥 委員。

議案第33号「5条賃貸借権設定」申請番号第4号及び「5条所有権移転」申請番号12・13号の現地確認について報告いたします。

8月26日の現地確認の結果、先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。


報告は以上です。


	<p>それでは、「5条賃貸借権設定」申請番号第4号及び「5条所有権移転」申請番号12・13号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
3 番	<p>5条「所有権移転」申請番号第13号について、根抵当権が設定されていたようだが。</p>
井川班長	<p>令和4年7月27日付けで抹消となっております。</p>
議 長	<p>他に質問はございませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第33号「5条賃貸借権設定」申請番号第4号及び「5条所有権移転」申請番号12・13号は許可相当とし、意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第34号「非農地証明願いについて」受理したので、事務局より説明をお願いします。</p>
	<p>(井川班長、挙手)</p>
議 長	<p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第34号「非農地証明願いについて」 農地法第4条及び同法第5条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第2条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。 令和4年9月13日提出。 それでは非農地証明申請番号第4号について説明いたします。 議案書22ページ、議案付属資料は48ページから50ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■■■■■■で、地目は畑、面積は■■■■■㎡であります。申請地は、20年以上耕作が行われておらず、現在は山林の状態あります。そのような状況から、申請地は農地としての利用が困難であることから、非農地判断はやむを得ないものと判断します。 説明は以上です。</p>

議 長	ここで、現地確認結果について、7番 沓澤 弥 委員から報告願います。
	(7番 沓澤 弥 委員、挙手)
議 長	7番 沓澤 弥 委員。
7 番	議案第34号の現地確認についてご報告いたします。 8月26日、8番 高橋 郁夫 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。先ほど、事務局より説明があったとおり、申請地は農地として20年以上耕作されておらず、現在は樹木が繁茂し山林原野状態にあり、今後、農地としての利用は不可能な状況であると判断しました。 報告は以上です。
議 長	議案第34号「非農地証明願いについて」質疑を行います。 何かご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第34号の非農地証明願いについて、原案のとおり決定することといたします。
議 長	これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午前 10時 19分 終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和4年9月13日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 3番 瀬川 亨 

署名委員 4番 麻生 茂子 